

循環

Vol. 133

令和2年4月

とやま

美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業資源循環協会

# 令和2年度富山県産業廃棄物関係事業の概要

富山県生活環境文化部環境政策課

国では、令和元年5月に海洋プラスチックごみ問題、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの資源循環を総合的に進めているところです。

こうした中、リデュース等の徹底の取組みとして全国一律でレジ袋（プラスチック製買物袋）の有料化が今年7月からスタートします。

富山県発のレジ袋無料配布廃止の取組みが全国展開されることを踏まえ、県ではこれを記念したイベントを開催することとしております。こうした機会を通じて、県民総ぐるみのエコライフスタイルの定着を進めるとともに、産業廃棄物排出事業者・処理業者の皆様と連携協力し、一層の廃棄物の発生・排出抑制、資源循環や適正処理・不法投棄防止の取組みを推進していきたいと考えております。

以下に、令和2年度の主な事業を紹介します。

## 1 発生抑制について

- ① ① プラスチックトレイ削減・転換の推進  
スーパーなどにおいて、プラスチックトレイからノートレイや代替品への転換をモデル的に実施します。
- ① ② 使い捨てプラスチック削減の促進  
食品容器等のバイオマスプラスチック製品への転換を支援します。
- ① ③ フードドライブの促進  
フードドライブ（家庭で余っている食品を集め、福祉団体・施設へ寄付する活動）を環境イベントにおいてモデル的に実施します。



バイオマスプラ製容器



## 2 資源循環について

- ① 資源循環の取組み支援  
産業廃棄物多量排出事業者や処分業者における資源循環に係る課題について、産学官のプロジェクトチームによる技術的な助言を行います。  
随時、募集していますので、県までご相談ください。

## 3 適正処理・不法投棄防止について

- ① ① 不法投棄監視パートナー協力団体の登録  
不法投棄の未然防止には“いつでも・どこでも・誰かが監視している”仕組みづくりが必要であることから、通常の業務の範囲内において、不法投棄の監視・通報に協力いただける企業・団体を募集します（別途、ご案内します）。

なお、登録団体・企業には啓発資材の提供を予定しています。

いつでも・どこでも、誰かが監視している環境づくりを目指して



# 令和2年度富山市産業廃棄物関係事業の概要

富山市環境部環境政策課

## ①減量化・再生利用の促進

産業廃棄物の減量化、再生利用の促進を図るため、中間処理施設の計画的な整備や減量化・再生利用等の指導を行います。

## ②廃棄物処理業者等の監視・指導

市内の産業廃棄物処理業者の許認可等をはじめ、廃棄物処理施設を設置する事業所、多量に産業廃棄物を排出する事業所等を重点的に立入検査するとともに、特に環境への負荷が懸念される焼却施設や最終処分場を設置する事業者には、その施設の維持管理状況を定期的に報告徴収し、不適正な処理が行われることのないよう監視指導します。

## ③産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議の実施

焼却施設等の円滑な設置や改善を推進するため、指導要綱に基づき事業者に対し環境調査の実施や住民への説明会の開催等を指導します。また、県外産業廃棄物についても事前協議により搬入される産業廃棄物の量を把握するとともに、計画的な処理を指導します。

## ④不法投棄防止パトロール等の実施

不法投棄防止事業として、不法投棄防止監視カメラの設置、6月の「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」や10月の「不法投棄防止強化月間」には監視パトロール活動を実施します。また、県及び警察とともに実施する産業廃棄物収集運搬車両の路上調査等により、監視活動の強化を図ります。さらに、不法投棄されやすい時間帯を中心に民間事業者へ不法投棄防止パトロールを委託します。その他に、講習会、ポスター、パンフレットの配布等による啓発も行います。

## ⑤使用済自動車の適正なりサイクル推進

使用済自動車の引取業の登録や解体業の許可等を受けた事業所等へ定期的に立入検査を行い、不適正な処理が行われることのないよう監視するとともに、使用済自動車の不適正な輸出を防止します。

## ⑥PCB廃棄物の適正処理推進

市内で保管されている変圧器、コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物については、令和4年3月31日までに北海道PCB廃棄物処理事業で処分しなければなりません。また、高濃度PCB含有の安定器、汚染物等の処分期限についても令和5年3月31日と定められています。この事業がより円滑に進むよう、PCB廃棄物を保管している事業者への周知と搬出されるまでの適正な管理を指導します。また、使用・保管の可能性のある事業所の調査・確認を行い期限内の確実な処理を進めます。

## ⑦電子マニフェスト制度の普及促進

電子マニフェスト制度は、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化及び廃棄物に係る情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあることから、その普及を図ります。

# 富山県・富山市からのお知らせ

## 1 優良産廃処理業者認定制度の改正について

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を都道府県等が審査して認定する制度です。

今年2月より制度が改正され、最初の許可を受けてから5年を経過して以降は、許可期限を待たずに優良認定を伴う更新申請をすることで、いつでも認定を受けることが可能となりました。

申請のために必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。

富山県 優良認定

検索

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00000848-006-01.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00000848-006-01.html)

### ○認定のメリット

- ・許可の有効期限が5年間から7年間に延長
- ・許可証に優良と記載され、排出事業者にPRが可能
- ・県が設ける県外産廃の搬入協議制度において、排出事業者の事前協議が一部不要に

## 2 廃棄物処理法に基づく報告の種類と報告者

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処分業者は、次の報告書等を県又は富山市に提出してください。

**【提出期限】** ①～④：6月30日 ⑤⑥：別途、提出依頼時にお知らせ

※各報告書の様式については、県・富山市のホームページにも掲載（郵送、電子メールによる提出可）

	報告の種類	報告者
①	産業廃棄物処理計画書 (法第12条第9項)	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場を設置している事業者
	産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第12条第10項)	前年度に上記の計画書を提出した事業者
②	特別管理産業廃棄物処理計画書 (法第12条の2第10項)	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者
	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第12条の2第11項)	前年度に上記の計画書を提出した事業者
③	産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (法第12条の3第7項)	産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者
④	県外産業廃棄物処分実績報告書 (県要綱第23条第2項、市要綱第21条第2項)	処分業者（県外産業廃棄物を処分した者に限る。）
⑤	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書	産業廃棄物処分業者
⑥	産業廃棄物処理施設処分実績報告書	産業廃棄物処理施設（焼却、最終処分の許可施設）の設置者